

合併完了の公告

各位

もつとぎゅっと少額短期保険株式会社（以下「甲」という。）は、甲を吸収合併存続会社、あんしんペット少額短期保険株式会社（以下「乙」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）をいたしましたので、保険業法第 166 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 平成 28 年 9 月 1 日を効力発生日として、本合併が行われました。
2. 乙は、保険業法第 165 条の 24 第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 5 月 20 日付官報及び平成 28 年 5 月 31 日付電子広告により、乙の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告をいたしました。異議申述期限である平成 28 年 6 月 30 日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はありませんでした。
3. 乙は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 6 月 6 日付で、乙の株主に対して本合併をする旨並びに吸収合併存続会社である甲の商号及び住所を通知いたしました。所定の期間内に株式買取請求を行った株主はありませんでした。なお、乙は、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定に基づく手続は行っておりません。
4. 甲は、保険業法第 165 条の 24 第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 5 月 20 日付官報及び平成 28 年 5 月 20 日付毎日新聞により、甲の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告をいたしました。異議申述期限である平成 28 年 6 月 30 日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はありませんでした。
5. 甲は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 6 月 6 日付で、甲の株主に対して本合併をする旨並びに吸収合併消滅会社である乙の商号及び住所を通知いたしました。所定の期間内に株式買取請求を行った株主はありませんでした。
6. 本合併後存続する甲の本店所在地は、東京都港区西新橋三丁目 24 番 10 号です。

以 上

平成 28 年 9 月 1 日

東京都港区西新橋三丁目 24 番 10 号
もつとぎゅっと少額短期保険株式会社
代表取締役 澤谷昭義